

社会福祉士養成課程履修に関する規程

(社会福祉士養成課程の設置)

第1条 熊本学園大学(以下「本学」という。)社会福祉学部第一部の社会福祉学科、福祉環境学科、子ども家庭福祉学科、ライフ・ウェルネス学科及び社会福祉学部第二部社会福祉学科に、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく社会福祉士養成課程(以下「養成課程」という。)を置く。

(履修定員)

第2条 養成課程の履修定員は、次のとおりとする。

学部	学科	履修定員
社会福祉学部第一部	社会福祉学科	80名
	福祉環境学科	60名
	子ども家庭福祉学科	20名
	ライフ・ウェルネス学科	20名
社会福祉学部第二部	社会福祉学科	60名

(資格取得)

第3条 社会福祉士試験の受験資格を取得しようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法、その他法令等、本学学則及び本規程に従い所定の単位を修得しなければならない。

- 2 授業科目及び単位数は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 法令等の改正にもなう経過措置に係る指定科目の単位認定については、別に示す。

(履修願)

第4条 養成課程の履修を希望する者は、本学が定める所定の期間に「社会福祉士養成課程履修許可願」を教職・実習課に提出しなければならない。

- 2 前項の履修許可願提出者については、社会福祉士養成課程委員会において選考のうえ結果を教職・実習課より発表する。
- 3 養成課程の履修を許可された者は、本学が定める所定の期間に「社会福祉士養成課程履修願」を教職・実習課に提出しなければならない。

(実習履修願及び実習施設)

第5条 実習を履修する者は、本学が定める所定の期間に「ソーシャルワーク実習履修願」を教職・実習課に提出しなければならない。

- 2 前項の履修願提出者については、実習施設を配当のうえ結果を教職・実習課より発表する。

(編入学、転入学及び転部者の履修)

第6条 編入学、転入学及び転部者の養成課程の履修は別に定める。

(納入金)

第7条 養成課程の履修を許可された者は、選考結果発表後に設ける期間に履修費を、「ソーシャルワーク実習Ⅰ」「ソーシャルワーク実習Ⅱ」の実習を履修する者は、本学が定める所定の期間に実習費を、授業料その他納入金等に関する規程に示されたとおり経理課に納入しなければならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附則

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 21 年度の入学者から適用する。ただし、第 3 条第 3 項の規定については、平成 20 年度以前の入学者についても適用する。
- 3 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この改正規程の施行に当り、現に第 2 年次以上に在学中の者については、別表(第 3 条関係)及び第 7 条の規定の適用は、なお従前の例による。ただし、平成 23 年度以降の編入学者、転入学者及び再入学者を除く。
- 5 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この改正規程の施行に当り、現に第 2 年次以上に在学中の者については、別表(第 3 条関係)の適用は、なお従前の例による。
- 7 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この改正規程の施行に当り、現に第 2 年次以上に在学中の者については、別表(第 3 条関係)の適用は、なお従前の例による。
- 11 この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この改正規程の施行に当り、現に第 2 年次以上に在学中の者については、第 2 条、第 7 条及び別表(第 3 条関係)の適用は、なお従前の例による。
- 13 この改正は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。